

電気・ガス料金支援に係る
電気料金の特別措置に関する供給条件
(北陸エリア以外高圧)

2024年8月1日実施

料金の特別措置に関する供給条件の内容

1 適用

- (1) この電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置に関する供給条件（北陸エリア以外高圧）（以下「この供給条件」といいます。）は、原則として、電気供給約款（北陸エリア以外）〔特別高圧・高圧〕（以下「供給約款」といいます。）および供給約款にもとづいて当社とお客さまとの間で締結する電気需給契約書（以下「電気需給契約書」といいます。）にもとづき、高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。ただし、当社と市場連動型メニューに係る電気需給契約を締結しているお客さまは除きます。
- (2) この供給条件は、2024年9月の料金に係る計量期間等の始期から2024年11月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

2 燃料費等調整単価の特別措置

- (1) 供給約款および電気需給契約書にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費等調整単価は、電気需給契約書別紙（燃料費等調整額）によらず、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃料費等} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{電気需給契約書別紙（燃料費等調整額）によって算定された} \\ \text{燃料費等調整単価} - (2) \text{の特別措置の燃料費等調整単価}$$

(2) 特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年9月の料金に係る計量期間等の始期から2024年10月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	2024年11月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	2円00銭	1円30銭

3 その他

その他の事項については、供給約款および電気需給契約書に定めるところによるものといたします。